

鈴 6 同窓会会則

第 1 条 本会は鈴 6 同窓会と称する。

第 2 条 本会の事務局は鈴鹿中等教育学校内に置く。

第 3 条 本会は会員相互の親睦をはかると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1) 正 会 員 6 年制鈴鹿中学高等学校・鈴鹿中等教育学校卒業生。
- 2) 賛助会員 6 年制鈴鹿中学高等学校・鈴鹿中等教育学校に在学したもので、役員会が承認したもの。
- 3) 特別会員 鈴鹿中等教育学校の現職員。

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 会 長 | 1 名。正会員から選出し、総会で承認する。 |
| 副 会 長 | 2 名以上。正会員から会長が指名し、総会で承認する。 |
| 書 記 | 2 名以上。正会員から選出し、総会で承認する。 |
| 会 計 | 2 名以上。正会員から選出し、総会で承認する。 |
| 監 査 | 2 名以上。正会員から選出し、総会で承認する。 |
| 顧 問 | 学校長及び役員会で適当と認め推薦されたもの。 |

第 6 条 役員の任務は下記の通りとする。

- | | |
|-------|------------------------|
| 会 長 | 本会を代表し、会務を統轄する。 |
| 副 会 長 | 会長を補佐し、会長不在の時、任務を代行する。 |
| 書 記 | 会議記録を作成する。 |
| 会 計 | 会計事務を行う。 |
| 監 査 | 会計を監査する。 |

第 7 条 役員の任期は 1 ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

第 8 条 本会は毎年 1 回総会を開く。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第 9 条 役員会は会則第 5 条に定める会長、副会長、書記、会計、監査、顧問により構成する。

第 10 条 役員会は総会に次ぐ議決機関であって、緊急を要する諸事項を決議し、実施することができる。ただしこれを次回の総会において報告し、承認を受けるものとする。

第 11 条 同窓会役員会、または会長が第 5 条に定める役員を招集した場合、交通費等を支給する。

- ①交通費 一人 1,000 円／1 回あたり（一律）
- ②会議費 一人 1,000 円／1 回あたり（一律）
- ③出張旅費 同窓会として公務的な出張をした場合、実費にて交通費を精算する。
②については、オンライン参加でも適用するものとする。

第 12 条 本会に各期 2 名以上の幹事を置く。幹事は会員との連絡の業務を行う。

第 13 条 幹事会は、幹事と第 5 条に定める役員で構成し、役員会での決議事項を推進する機関とする。

第 14 条 会員は現住所その他に変更があるときは、必ず事務局に報告するものとする。

第 15 条 本会は会員多数のとき三重県外に支部を置くことができる。ただし、支部を置くときは会長の承認を受け、その活動を事務局に報告するものとする。

第 16 条 本会の経費は入会金と寄付金をもって充てる。

第 17 条 本会員は入会金として、7,000 円を納付するものとする。

第 18 条 本会の会則の変更は、総会において出席幹事の 3 分の 2 以上の賛成があれば、変更することができるものとする。

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

この会則は平成 25 年度から施行するものとする。

附則

この会則は平成 29 年度から施行するものとする。

なお第 11 条の取り扱いに関しては、平成 28 年度に遡及して適用する。

附則

この会則は平成 30 年度から施行するものとする。

附則

この会則は令和 6 年度から施行するものとする。

附則

この会則は令和 7 年度から施行するものとする。